

／ 横浜市からのお知らせ ／

子宮頸^{けい}がん 定期予防接種の ご案内をお届けします

- ご案内……………2ページ
- 注意事項……………4ページ
- よくあるご質問……………6ページ
- ご相談・お問合せ……………8ページ

接種の前に、ご本人とご家族で **このご案内** と
同封した **厚生労働省作成のリーフレット** を必ずお読みください。
ワクチンの有効性とリスク等を十分にご理解いただいたうえで、
接種についてご検討ください。

| 送付物 | 部数 |
|----------------|-----|
| ■ご案内(本紙) | 1部 |
| ■厚生労働省作成リーフレット | 1部 |
| ■バーコードシール | 1部 |
| ■予診票 | 3部※ |
| ■医療機関名簿 | 1部 |

厚生労働省作成のリーフレット▶

- 子宮頸がんのこと
- ワクチンの有効性
- 副反応などのリスク など、
とても重要な説明があります。



※予診票は接種履歴を問わず3回分を送付しています。接種履歴を確認のうえ未接種回数分ご使用ください。

01 子宮頸がん定期予防接種の対象者・接種方法

1. 接種対象者



接種日時点で横浜市に住民登録がある、
小学6年生～高校1年生相当の女子

(令和7年度対象者:平成21(2009)年4月2日生～平成26(2014)年4月1日生)

※接種をお勧めする年齢(標準の接種年齢):中学1年生

2. ワクチンの種類と接種回数



ワクチンは3種類あります。

※接種はいずれか1種類で、原則として同じ種類のワクチンで接種を完了してください。また、規定回数のうち、既に1回目又は2回目までを接種している方は残りの回数となります。詳しくは、本ページ下記「2価又は4価ワクチンを既に1回目又は2回目まで接種済みの方へ」をご確認ください。

※任意接種も含めて既に規定回数の接種を完了している方は、追加で接種する必要はありません。

| ワクチンの種類 | 説明 | 接種回数 | | 標準的な接種間隔 |
|-----------------|---|----------------|-------|---------------------|
| | | 対象年齢 | 回数 | |
| シルガード9 (9価) | 子宮頸がんの主な原因となるHPV-16型と18型に加え、同じく子宮頸がんの原因となる他の5種類の型(31型、33型、45型、52型、58型)のほか、尖形コンジロームという病気の原因となるHPV-6型と11型の計9つの型に対するワクチン | 初回接種時の年齢が15歳未満 | 2回(※) | 初回接種の6か月後に追加接種 |
| | | 初回接種時の年齢が15歳以上 | 3回 | 初回接種の2か月後と6か月後に追加接種 |
| ガーダシル (4価) | HPV-16型と18型に加え、HPV-6型と11型の計4つの型に対するワクチン | 全年齢共通 | 3回 | 初回接種の2か月後と6か月後に追加接種 |
| サーバリックス (2価) | HPV-16型と18型に対するワクチン | 全年齢共通 | 3回 | 初回接種の1か月後と6か月後に追加接種 |

※2回目の接種が初回接種から5か月未満となった場合は、3回目の接種が必要になります。

3. 接種場所



横浜市内の予防接種協力医療機関

※同封の「予防接種協力医療機関名簿」(居住区)を参考にしてください。

※居住区以外の予防接種協力医療機関での接種を希望する場合は、横浜市予防接種コールセンターへお問い合わせいただくか、横浜市ホームページに掲載している各区の予防接種協力医療機関名簿をご確認ください。

Q 横浜市 予防接種 検索



4. 実施期間



通年

(ただし、接種日時は医療機関によって異なります。また、予約が必要な場合もありますので、事前に「予防接種協力医療機関」にお問い合わせください。)

5. 必要な物



①本人確認できる書類

②母子健康手帳又は予防接種の履歴が分かるもの

(万が一、母子健康手帳を紛失された場合は、その旨を医療機関に必ずお申し出ください)

③同封の予診票

④住所が確認できるもの(健康保険証等)

⑤同意書 ※保護者が同伴できない場合のみ必要です。4ページ「04保護者の同伴」をご確認ください。

02 子宮頸がん

(出典:2024年2月改訂版厚生労働省作成リーフレット)

○発症者の概況

子宮頸がんは、子宮のけい部という子宮の出口に近い部分にできるがんで、若い世代が発症する女性のがんの中で多くの割合を占めるがんです。日本では毎年、約1.1万人の女性がかかる病気で、患者さんは20歳代から増え始めて、がんの治療で子宮を失ってしまう(妊娠できなくなってしまう)人も30歳代までに毎年、約1,000人います。また、高齢者も含めてこれを原因に毎年、約2,900人の女性が亡くなっています。

○発症の原因

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)に持続的に感染することで、子宮けい部に異形成(がんになる手前の状態)を生じた後、がんに至ることが明らかになっています。ウイルスに感染したとしても、多くは数年以内にウイルスが消失しますが、一部の人でHPVがなくなり、

ずっと感染した状態になり、数年から数十年かけて進行し、子宮頸がんに至ります。また、ヒトパピローマウイルス(HPV)の感染は、主に性交渉によって起こるので、感染のリスクは一生のうちに何度も起こりえます。

○病気の治療

子宮頸がんは、定期的に検診を受けるなどして早期に発見し手術等の治療を受ければ、多くの場合、命を落とさずに治すことができる病気です。病状が進んだ後で前がん病変(異形成)や子宮頸がんの段階で見つかったと手術が必要になる場合が少なくありません。病状によって手術の方法は異なりますが、子宮の一部を切り取ることで、妊娠したときに早産のリスクが高まったり、子宮を失うことで妊娠できなくなったりすることがあります。

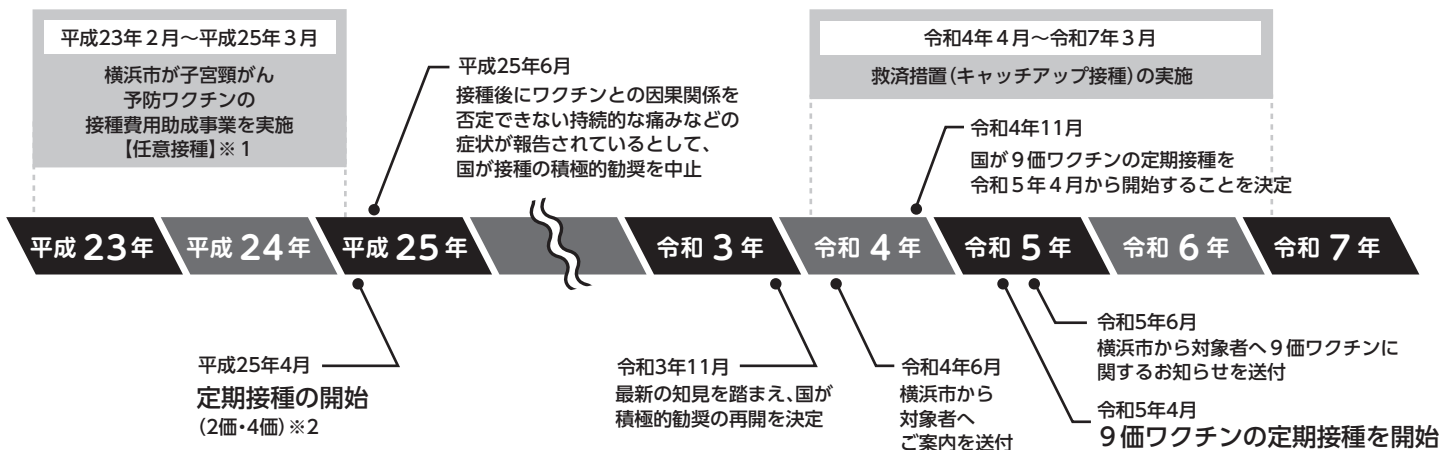
03 子宮頸がん定期予防接種について

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)は、子宮頸がんの主な原因とされるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するワクチンです。平成25年4月に定期予防接種に位置付けられましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みなどの症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に厚生労働省は積極的な接種勧奨を差し控えるよう全国の自治体に勧告しました。この勧告を受け、横浜市でも対象者へ個別にご案内をお送りすることを取りやめました。

以降、8年以上にわたり、積極的にお勧めしない状況が続きました。その後、令和3年11月に、厚生労働省から、最

新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められることなどから、積極的勧奨の差し控えを終了し、対象者への個別勧奨を再開するよう全国の自治体に通知がありました。この通知を受けて、横浜市でも、令和4年度より対象の方へのご案内を再開しています。

また、令和4年11月には厚生労働省が、令和5年4月から従来の2価ワクチン、4価ワクチンに加えて9価ワクチンを定期接種として使用するワクチンに追加することを決定しました。



※1 平成24年度対象者: 中学1年生~高校3年生相当の女子(平成6年4月2日~平成12年4月1日生まれ)

※2 平成25年度対象者: 小学6年生~高校1年生相当の女子(平成9年4月2日~平成14年4月1日生まれ)

04 保護者の同伴

定期予防接種は、保護者同伴が原則です。ただし、次に該当する場合で、やむを得ず保護者が同伴できないときは、このご案内文、同封のリーフレットをお読みいただき、ワクチンの効果やリスク、接種後の注意などを十分ご理解いただいた上で、保護者が署名をした「予診票」及び「接種同意書」を協力医療機関にお持ち下さい。

- (1) 接種を受ける者が13歳以上であること
- (2) 保護者が接種について十分理解しており、以下の項目を満たしていること

- 保護者がワクチンを選択し、予診票右上の選択欄（2価、4価または9価）を○で記している。
 - 保護者が予診票の質問項目に回答している。
 - 予診票と同意書の保護者自署欄に署名している。
- なお、同意書は横浜市ホームページに掲載しています。

Q 横浜市 HPV ワクチン 検索



05 予防接種に関する注意事項

予防接種は、体調の良いときに受けるのが原則です。日頃から、保護者の方はお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。何か気にかかることがあれば、あらかじめ、かかりつけ医や福祉保健センターにご相談ください。

(1) 前日まで

- ① 受ける予定の予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に接種医に確認しましょう。
- ② これまでに受けた予防接種によって強いアレルギー反応を起こしたことや、過去にけいれんを起こしたことのあるお子さん、または基礎疾患のあるお子さんは、事前にかかりつけ医にご相談ください。
- ③ 都合により、横浜市以外の市区町村で予防接種を希望する方は、事前にお住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係に、ご相談ください。なお、接種費用は原則、有料となります。

(2) 接種当日

- ① 朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わらないことを確認してください。接種を受ける予定にしているにもかかわらず、体調が悪いと思ったらかかりつけ医に相談のうえ、接種するかどうか判断しましょう。
- ② 自宅でお子さんの体温を測り、平熱であること確認し、少しでも体調の悪いときは、次の機会に延ばしましょう。
- ③ 予防接種を受ける医療機関には、お子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方がお連れください。
- ④ 予診票は、接種医への大切な情報です。責任を持って詳しく記入し、特に、最近受けた予防接種、アレルギーなどをご確認ください。

(3) 他のワクチンとの接種間隔

日本脳炎2期、二種混合(DT)

子宮頸がん予防ワクチンと同時期に接種するものとして、日本脳炎2期と二種混合(DT)がありますが、これらのワクチンとの接種間隔に制限はありません。

(4) その他

麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ等にかかった場合には、全身状態の改善を待って、接種してください。

なお、接種については、免疫状態の回復を考え、以下の間隔を目安にあげてください。ただし、接種の実施は医師が判断しますので、接種の際はあらかじめご相談ください。

| かかった疾病 | 間隔 |
|--------------------------|--------------|
| 突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)など | 治ってから1～2週間程度 |
| 風しん、みずぼうそう(水痘)、おたふくかぜなど | 治ってから2～4週間程度 |
| 麻しん(はしか) | 治ってから4週間程度 |

次のようなお子さんは接種を受けられません。

- (1) 明らかに発熱(通常37.5℃以上)しているお子さん
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、**アナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん**
※アナフィラキシーとは、通常、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

次に該当する場合、必ずかかりつけ医にお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいか事前に判断してもらいましょう。また、接種は、かかりつけ医で受けるか、あるいはかかりつけ医に相談のうえ、必要に応じて別の医療機関で受けましょう。その際、その医療機関が予防接種協力医療機関であるかについても確認してください。

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- (2) 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん、または発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
- (3) 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがあるお子さん
けいれん(ひきつけ)の起こった年齢、そのとき熱はあったか、その後けいれん(ひきつけ)を起こしているか、接種するワクチンの種類などにより条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされているお子さん及び近親者に先天性免疫不全の方がいるお子さん
- (5) ワクチンの製造過程で培養に使う抗生物質や安定剤などにアレルギーがあるとされたことのあるお子さん
- (6) ワクチンの成分またはトキシイドに対してアレルギーをおこすおそれのあるお子さん
- (7) 現在妊娠している場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

- (1) 痛み等の頻度が高いワクチンであり、接種の痛みや緊張のために、血管迷走神経反射が出現し、失神することがあります。接種後は少なくとも30分間は背もたれのある椅子に座っていただき、座位で様子をみてください。前に倒れる場合がありますので、注意して様子を観察してください。
- (2) 接種後1週間位は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。予防接種による健康被害が生じた場合には、お住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係または医療局健康安全課にご相談ください。

(1) 副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の赤み・腫れなどの比較的よくみられる軽い副反応や極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。このため、予防接種健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と厚生労働大臣が認定した場合に給付をします。

(2) 給付の決定について

申請書やカルテ等、ご提出いただいた書類をもとに横浜市、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した横浜市から、支給の可否をお知らせいたします。

(3) 給付の種類

ア 医療機関での治療を受けた場合：治療に要した医療費(自己負担分)と医療を受けるために要した諸費用を支給します。

- イ 障害が残ってしまった場合 :年に4回年金を支給します。
- ウ 亡くなられた場合 :葬祭料及び一時金を支給します。



Q そもそも何のための予防接種なの？

A 子宮頸がん(※)の主な原因とされるヒトパピローマウイルス (HPV) の感染を予防するワクチンです。HPVは、持続的に感染することで子宮けい部に異形成(がんになる手前の状態)を生じた後、がんに至ることが明らかになっています。感染したとしても、多くは数年以内にウイルスが消失しますが、一部の人でHPVがなくなり、ずっと感染した状態になり、数年から数十年かけて進行し、子宮頸がんに至ります。また、HPVの感染は、主に性交渉によって起こるので、感染のリスクは一生のうちに何度も起こりえます。

※日本では毎年、約1.1万人の女性がかかる病気です、これを原因に毎年約2,900人の女性が亡くなっています。

Q 接種した方がいいの？早い方がいいの？

A HPVワクチンの接種は予防接種法に基づいて実施されています。厚生労働省は、国内外の研究結果から、HPVワクチン接種による子宮頸がんの予防効果などのベネフィットが、副反応などのリスクよりも大きいとしています。

同封する厚生労働省のリーフレットをよく読んで、ワクチンの有効性とリスク等を十分に理解した上で、接種についてご検討ください。

接種時期は、HPVの感染が主に性交渉によって起こることから、予防接種法では中学校1年生を標準的な接種時期としています。個々に環境は異なると思いますので、かかりつけの医師に相談するなどして接種時期をご検討ください。

Q ワクチンの2価、4価、9価って何？

A ヒトパピローマウイルス (HPV) には200種類以上の型(タイプ)があり、このうち、いくつかの型が子宮頸がんの原因になるとされています。ワクチンの種類は標的とする型の数によって分けられています。

なお、日本人女性の子宮頸がんにおける HPV型の分布は、HPV16,18 型が、60~70%、9価HPV ワクチンの標的であるHPV16, 18, 31, 33, 45, 52, 58 型の合計が、80~90%とされています。(出典:R4.9.20厚生労働省ワクチン評価に関する小委員会資料)。

| 種類 | 商品名 | 概要 |
|----|---------|--|
| 2価 | サーバリックス | 子宮頸がんの主因となるHPV-16型と18型に対応 |
| 4価 | ガーダシル | HPV-16型と18型に加えて、主に尖形コンジローマの原因となる6型と11型にも対応 |
| 9価 | シルガード9 | 4価の遺伝子型に加えて、子宮頸がんの原因となるHPV-31型、33型、45型、52型、58型にも対応 |

Q 途中からワクチンの種類を変えてもいい？

A 原則として同じ種類のワクチンで接種を完了することをお勧めします。
ただし、厚生労働省は、3回接種のうち1回目又は2回目までを2価又は4価を接種している方が、9価で残りの回数を接種すること(交接種)について、効果やリスクについての科学的知見が限定されていますが、強く希望する場合は、医師とよく相談した上で実施することができます。なお、交接種の場合の接種回数は対象年齢にかかわらず3回です。接種間隔は、2回目の接種は初回接種から最低1か月以上、3回目の接種は2回目接種から最低3か月以上の間隔をおいて接種します。

Q 過去に接種後の体調不良があったって聞いたけど大丈夫？

A HPVワクチンは、平成25年4月に無料で接種することができる定期予防接種に位置づけられましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みや、動かそうと思っていないのに体の一部が勝手に動いてしまう不随意運動などの多様な症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に厚生労働省は接種をお勧めすることを中止しました。
その後、令和3年11月に厚生労働省は、最新の知見を踏まえて、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められることなどから、対象の方に接種をお勧めすることを再開しました。
HPVワクチンに限らず、予防接種では副反応等のリスクを完全に排除することはできません。同封する厚生労働省のリーフレットをよく読んで、ワクチンの有効性とリスク等を十分に理解した上で、接種についてご検討ください。

Q 接種した後、体調が悪くなったらどうすればいいの？

A 接種後、具合が悪くなったときは、すぐに接種を受けた医師、または、かかりつけの医師の診察を受けてください。
また、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状を専門に診察する協力医療機関が全国に設置されています。症状が長引く・なかなか良くならないなど、協力医療機関の受診を希望する場合は、接種を受けた医師、または、かかりつけの医師にご相談ください。
このほか、横浜市では、接種後の症状等に関する相談窓口を設けています。接種後の症状で悩んでいる方、その他、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して不安や疑問、困ったことがあるときは、下記までご相談ください。

◎接種後の症状等に関する相談窓口【午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)】
横浜市医療局健康安全課：電話045-671-4190 / FAX045-664-7296

Q 予防接種をすれば、子宮がん検診は受けなくていいの？

A ワクチンは全ての型のHPVの感染を予防できるわけではないため、早期発見・早期治療のために子宮がん検診も定期的に受けて、子宮頸がんに対する予防効果を高めることが大切です。20歳になったら2年に1回、子宮がん検診を受けることをお勧めしています。

ご相談・お問合せ

1.HPVワクチン接種後の症状等に関する相談

(1)HPVワクチン接種後に健康に異常があるとき

接種後、具合が悪くなったときは、すぐに接種を受けた医師、または、かかりつけの医師の診察を受けてください。また、全国に、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状の診療に関する協力医療機関が設置されています。

協力医療機関の受診については、接種を受けた医師、または、かかりつけの医師にご相談ください。

(2)接種後の症状等に関する相談窓口【午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)】

横浜市医療局健康安全課 : 電話045-671-4190 / FAX045-664-7296

接種後の症状で悩んでいる方、その他、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して不安や疑問、困ったことがあるときは、医療局健康安全課までご相談ください。

2.HPVワクチンの一般的なお問合せ

(1)関連ホームページ

ア 横浜市(予防接種):子宮頸がん予防接種に関する情報を掲載しています。

Q 横浜市 HPVワクチン 検索



イ 厚生労働省:子宮頸がんとHPVワクチンに関する情報を掲載しています。

Q 厚生労働省 HPVワクチン 検索



(2)お問い合わせ先

横浜市予防接種コールセンター【午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)】

電話:045-330-8561 FAX:045-664-7296

対応言語:日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली

【窓口でのお手続きが必要な場合があります】

(例)横浜市外で予防接種を希望する方、市外から横浜市へ転入された方で予防接種がお済みでない方など

●各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

| 区 | 電話番号 | FAX番号 | 区 | 電話番号 | FAX番号 | 区 | 電話番号 | FAX番号 |
|-----|----------|----------|------|----------|----------|----|----------|----------|
| 鶴見 | 510-1832 | 510-1792 | 保土ヶ谷 | 334-6345 | 333-6309 | 青葉 | 978-2438 | 978-2419 |
| 神奈川 | 411-7138 | 316-7877 | 旭 | 954-6146 | 953-7713 | 都筑 | 948-2350 | 948-2354 |
| 西 | 320-8439 | 324-3703 | 磯子 | 750-2445 | 750-2547 | 戸塚 | 866-8426 | 865-3963 |
| 中 | 224-8332 | 224-8157 | 金沢 | 788-7840 | 784-4600 | 栄 | 894-6964 | 895-1759 |
| 南 | 341-1185 | 341-1189 | 港北 | 540-2362 | 540-2368 | 泉 | 800-2445 | 800-2516 |
| 港南 | 847-8438 | 846-5981 | 緑 | 930-2357 | 930-2355 | 瀬谷 | 367-5744 | 365-5718 |